

## 家庭向け省エネ講師派遣実施要綱

(制定) 平成26年5月30日付 26都環公総地 第208号理事長決定

(改正) 令和4年6月1日付 4都環公地温 第466号決定

(改正) 令和6年5月10日付 6都環公地温 第965号決定

東京都地球温暖化防止活動推進センター

### (目的)

第1条 家庭向け省エネ講師派遣は、都内におけるエネルギー消費量の約3割を占める家庭部門のエネルギー消費抑制を更に促進するため、東京都地球温暖化防止活動推進センター(以下「センター」という。)が、東京都内の区市町村及び企業・自治会・団体等(以下「主催者」という。)が開催するセミナー・イベント・社員研修等(以下「セミナー等」という。)に講師を派遣し、省エネルギー対策に関する普及啓発を図るとともに、省エネルギー対策の実施で得られるコスト削減効果を周知し、温暖化対策の推進に向けた具体的な取り組みを支援することを目的とする。

### (研修会への講師派遣の要件)

- 第2条 センターがセミナー等に講師を派遣するにあたっては、下記条件を満たすことを必要とする。
- 一 主催者が、東京都内の区市町村及び企業・自治会・団体などであること。なお、企業・自治会・団体等は、原則として、ホームページ等で当該企業・自治会・団体等の概要を確認できることを要件とする。
  - 二 主催者が、実施要綱第4条に示す事務分担及び第8条に示す実施の中止に関わる規定を了承すること。
  - 三 原則として、セミナー等の参加者は30名以上確保できる見込みがあること。
  - 四 主催者は、参加者から費用を徴収しないこと。
  - 五 主催者は、セミナー等開催後、参加者アンケートの原本、主催者アンケートの回答及び参加者人数、開催風景の写真をセンターへ一週間以内に提出すること。

### (講師派遣の内容)

第3条 講師派遣の内容は、次のとおりとする。

#### 一 セミナー形式

センターが作成した講義資料を用いて、給湯、照明、省エネ家電の買い替え等、家庭の省エネの進め方のポイントや省エネ対策の実施で得られるコスト削減効果を周知する。

#### 二 講義時間

30分から1時間程度

### (事務分担)

第4条 セミナー等は、主催者並びにセンターが、次に示す表のように分担し、実施する。

内 容	区市町村及び企業・団体等	センター
企画	○	
日時・会場の設定・手配（備品含む）	○	
講師の手配		○
内容の調整	○	○
参加者の募集並びに申込受付	○	
広報協力		○
資料の作成		○
資料の印刷、会場準備、受付及び開催	○	
パンフレット等送付、講師の派遣		○
各種報告 （参加者・主催者アンケート、開催風景写真、参加人数等）	○	
受講者アンケートの集計・公表		○

（実施単位）

第5条 セミナー等は、主催者毎に実施する。なお、主催は複数の企業・自治会・団体などが合同して実施することができる。

二 同一の主催者における同一年度の複数回の開催についても、全体の申込み状況を勘案の上で可能とする。

（申込方法）

第6条 セミナー等への講師派遣を希望する主催者は、別紙様式1「家庭向け省エネ講師派遣依頼書」（以下「依頼書」という。）に必要事項を記載のうえ、原則派遣希望日の2か月前までにセンターに提出する。

（実施の決定）

第7条 センターは、別紙様式1の依頼書を受理後、2週間以内に、講師派遣の可否を決定し、別紙様式2「家庭向け省エネ講師派遣決定通知書」により通知する。

二 実施日及び実施時間、講義内容等については、主催者とセンターが協議のうえ決定する。

（実施の中止）

第8条 主催者は、実施日7日前の段階で申込者人数をセンターに報告する。原則として、申込者が10名未満の場合には、講師派遣の実施を中止する。ただし、申込者が10名未満の場合において、主催者が研修会の開催を希望する場合には、センターと協議のうえ、実施することができる。

(経費の負担)

第9条 主催者並びにセンターは、第4条に掲げる事務分担に応じ、当該事務に係る経費を負担する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、講師派遣の実施に関し必要な事項は、主催者並びにセンターが協議のうえ、決定する。

附則（平成26年5月30日付26都環公地総第208号）

この要綱は、平成26年5月30日から施行する。

附則（令和4年6月1日付4都環公地温第466号）

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則（令和6年5月10日付6都環公地温第965号）

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

クール・ネット東京 普及連携チーム 宛

申込年月日 年 月 日

## 家庭向け省エネ講師派遣依頼書

会社名・団体名		
ご住所	〒	
ご担当者 (連絡窓口)	氏名	所属・役職
	TEL:	
	E-mail:	

ご依頼内容 (\*は必ずご記入ください)

セミナー等名称	
実施希望日*	令和 年 月 日 ( ) (または、令和 年 月頃)
実施時間*	時 分～ 時 分 (または、 分程度)
実施場所*	(最寄駅: 線 駅より 分で約 分)
予定参加人数*	人
参加対象者	
セミナー等の具体的なイメージがありましたらご記入ください	
同時開催の他のセミナー・イベント*	あり 具体的に なし

お問合せ先

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京)

普及連携チーム

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NS ビル 17 階

TEL: 03-5990-5065

E-mail : cnt-fukyu@tokyokankyo.jp

ホームページ : <https://www.tokyo-co2down.jp/>

クール・ネット東京

\*本事業は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域における地球温暖化防止活動促進事業)」により実施しています。

\*実施されたセミナー等の内容(会社名・団体名、実施状況写真、アンケート結果等)は、後日報告書に記載、当センターのWebサイトにて公表されることをご了承ください。

令和 年 月 日

申込団体名

申込担当者名

様

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
温暖化対策推進課長 ○○ ○○  
(公印省略)

## 家庭向け省エネ講師派遣決定通知書

この度は、家庭向け省エネ講師派遣をお申込みいただき、ありがとうございます。下記のとおり、貴団体への講師の派遣が決定しましたので、お知らせいたします。

### 記

会社名・団体名	
セミナー等名称	
実施日時	令和 年 月 日 ( ) ~ 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分 (うち講義時間 分程度)
実施場所	
実施内容	
講師名	東京都地球温暖化防止活動推進センター エコアドバイザー ○○ ○○ (講師経歴は別添のとおり)

### ー実施上のお願ー

- ・実施要綱第4条に示す事務分担及び第8条に示す実施の中止に関わる規定を事前にご確認ください。
- ・セミナー開催後1週間以内に、参加者アンケートの原本、主催者アンケートの回答及び参加者人数、開催風景写真をクール・ネット東京にご提出お願いします。
- ・実施されたセミナー等の内容は、後日報告書に記載するとともに、当センターのWebサイトにて公表されることをご了承ください。
- ・その他、詳細については事前にお打ち合わせさせていただきます。ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

東京都地球温暖化防止活動推進センター 普及連携チーム  
TEL:03-5990-5065 E-mail:cnt-fukyu@tokyokankyo.jp